いて準用する第二十五条の八第十五項」に、「株式等」を「上場株式等」に改め、同条第十九項中「第六項又は第十一項」を「第五項又は第九項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項第八号中「、同条第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第七号若しくは第八号」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第七号又は第八号その他財務省令で定める規定」と」を削り、同項第九号中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、同条第二十項の表以外の部分中「第三十七条の十第一項」を「第三十七条の十一第一項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第四条の二第六項及び第七項並びに第二十五条の八第十四項」を「第四条の二第九項及び第十項、第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十六項並びに第二十五条の九第十五項」に改め、同表第十一条第二項の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「第六項（）」を「第五項（）」に、「第三十七条の十第一項（株式等）を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「株式等」を「上場株式等」に改め、同表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に改め、同表第九十七条第二項の項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条並びに第二百十九条第二項第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に改め、同表第二百二十二条第二項の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「第三十七条の十第一項（株式等）を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に改め、同表第二百二十二条第三項の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「第六項（）を「第五項（）に、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「株式等」を「上場株式等」に改め、同表第二百五十八条第一項の項中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「第三十七条の十第一項（株式等）を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に、「株式等」を「上場株式等」に、「及び第三十七条の十第一項」を「及び第三十七条の十一第一項」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に改め、同表第二百六十一条第一号の項中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「第三十七条の十第一項（上場株式等）を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）に、「及び株式等」を「及び上場株式等」に改め、同表第二百六十二条第三項の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「通知書並びに」を「通知書」に改め、「報告書」の下に「並びに同法第四十一条の十二の二第八項、第九項及び第十項ただし書（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）の規定により交付される通知書」を加え、同表第二百六十六条第一項及び第二項の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に、「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「第三十七条の十第一項（株式等）を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）に、「課税配当所得等」を「課税配当所得等」に改め、同表第二百六十六条第三項の項中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「、株式等」を「、上場株式等」に改め、同条第二十一項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第二十二項中「又は第六項」を「又は第五項」に、「第四条の二第九項」を「第四条の二第十一項又は第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十五項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等」を「第二十五条の九第十三項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替える」とあるのは「上場株式等」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「金額）」とする」を「金額）」と読み替える」に改める。

第二十五条の十二第二項を次のように改める。

2　法第三十七条の十三第一項の規定による控除については、次に定めるところによる。

一　法第三十七条の十三第一項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額の同項の規定による控除は、まず同項に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、同項に規定する適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

二　所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず法第三十七条の十三第一項の規定による控除を行った後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行う。

第二十五条の十二第九項中「おける法第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加え、「同条第一項」を「法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項」に改める。

第二十五条の十二の二第四項中「同条第七項」を「同条第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第五項中「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「第三十七条の十二の二第八項」を「同条第十項」に改め、同条第二十四項中「第三十七条の十三の二第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第二十五条の八第十五項」を「第二十五条の八第十七項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に、「同項中「株式等」を「第二十五条の八第十七項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第二十五条の九第十三項中「上場株式等」に、「とあるのは、「株式等」を「と読み替える」とあるのは「上場株式等」に、「金額）」を「金額）」と読み替える」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項の表以外の部分中「第三十七条の十第一項」の下に「又は第三十七条の十一第一項」を、「第三十七条の十三の二第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「同条第七項」を「同条第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第二十五条の八第十四項」を「第二十五条の九第十五項」に改め、同表第十一条第二項の項中「株式等」を「一般株式等」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、「いう。）」の下に「、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百十九条までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」を加え、同表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「の金額」の下に「、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同表第九十七条第二項の項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条並びに第二百十九条第二項第二号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「の金額」の下に「、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同表第二百二十二条第二項の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「の金額」の下に「、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係